

告示第 号

塩竈市道路位置指定等事務処理要領を次ぎのように定める。

平成13年 月 日

塩竈市長 三升 正直

塩竈市道路位置指定等事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、建築基準法（昭和25年法律201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定（以下「位置の指定」という。）、及び塩竈市建築基準条例（平成12年塩竈市条例第22号。以下「市条例」という。）第5条の規定に基づく道路の変更又は廃止（以下、道路の廃止等という。）についての事務処理方針、指導方針及び申請にかかる必要な事項を定め事務の効率を図ることを目的とする。

(申請書の提出)

第2条 位置の指定若しくは道路の廃止等の申請をしようとする者は、塩竈市建築基準法施行細則（平成12年塩竈市規則第16号。以下「市細則」という。）第32条の規定に基づく申請書（道路の指定は様式第21号、道路の変更若しくは廃止の承認は様式第23号、道路の変更若しくは廃止の届出は様式第24号）に、別表第1並びに別表第2に定める関係図書（図面はA4版に折込み）を添えて左綴りとして正本及び副本を各1部提出するものとする。

(申請者)

第3条 位置の指定の申請者は、道路の位置の指定を受けようとする道（以下「指定道路」という。）の築造者（築造者とは、指定道路の築造に関する工事の請負契約の注文者、又は請負契約によらないで自らその工事をするものをいう。）とする。なお、借地人で土地所有者の同意を得たときは、その借地人が申請できる。

2 道路の廃止等の承認・届出の申請者は、その道路及び道の土地の所有者とする。

(代理人)

第4条 申請者に代わって位置の指定、若しくは道路の廃止等の申請の手続きをおこなう者は、申請代理人として申請者の位置の指定、及び道路の廃止等に関する一切の権限を委任されたことを証する委任状（様式第1号）を正本に、又その写しを副本に添付しなければならない。

(設計者)

第5条 設計者は、位置の指定、及び道路の廃止等に関する技術的基準を確保することができる能力を有するものとし、設計者は資格を明記して、記名及び押印をしなければならない。なお、原則として建築士、測量士、測量士補、土地家屋調査士、技術士（建設部門）、宅地造成設計資格者、又は行政書士とする。

(事前協議等)

第6条 申請者及び設計者は、位置の指定、及び道路の廃止等の申請あたっては、事前に都市計画課と協議をするものとする。

2 市長は、協議があった場合には現地調査を行い協議の予定地が相違していないかを確認しなければならない。

3 市長は、位置の指定の申請地が都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条による開発許可に抵触するか否かを、開発担当部局と協議しなければならない。

4 申請書の提出時期は、位置の指定にあつては築造に着手する前とし、道路の廃止等にあつては撤去の工事着手前に提出しなければならない。

(審査と築造等の承認)

第7条 審査は、「法」、「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）」、「建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）」、「市条例」、「市細則」、「塩竈市道路位置指定基準（平成13年規則第 号）」並びに本要領により、申請道路の延長、幅員、勾配、すみ切り、舗装、側溝、排水の放流先、擁壁、のり、及び接する敷地について行うものとし、申請地の権利関係及び承諾等は、特に注意しなければならない。

2 市長は、位置の指定又は道路の廃止等の審査及び検査は、道路（指定・変更・廃止）チェックリスト（様式第15号）に基づき審査し、不備、修正がある場合は、申請者又は設計者に通知し、適合した後に築造、又は撤去等の承認若しくは確認を行うものとする。

(工事の着手報告)

第8条 申請者は、位置の指定若しくは道路の廃止等の協議の終了後、築造又は撤去等の工事を着手する前に、工事着手報告書（様式第2号）に工事に係る工程表を添付し、市長に提出しなければならない。

(工事の完了報告)

第9条 申請者は、道路の築造又は撤去等の工事が完了した場合には、工事完了報告書（様式第3号）に工事着工前、完了後、並びに工種毎ごとの写真を添付し提出しなければならない。

(道路位置指定等の検査)

第10条 市長は、工事完了報告書を受領したときは、築造又は撤去等の申請若しくは届出をした計画のとおり築造、又は撤去がなされているか否かを、次に定める検査を行うものとする。

- (1) 道路の位置及び、延長、幅員、勾配並びに側溝、縁石及び境界杭による道路の区画
- (2) 敷地の接道状況、及び申請区域の範囲
- (3) 側溝の構造、排水施設及び放流先の状況

(4) 築造工事及び撤去工事の工種毎ごとの写真の状況

(指定及び公告)

第11条 市長は、検査の結果、支障のない場合は、審査の結果概要及び着工前、完了後及び工種毎ごとの写真を添付して、位置の指定又は変更若しくは廃止の公告を行うものとする。

(位置の指定又は道路の廃止等の申請書の記入)

第12条 申請書の記入方法は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 申請者については、第3条第1項によるほか、申請行為を代理させる場合であっても、当該欄については、申請者本人の記名、及び実印を押印すること。なお、法人にあっては、主たる事務所の所在、及び代表者の氏名を記入し社印を押印すること。併せて、会社登記簿謄本を添付すること。

記入例	申請者	住所	塩竈市旭町〇〇番〇地
		氏名	塩竈 太郎 (表印)
		電話番号	022-36〇-〇〇〇〇

- (2) 申請に係る道路の位置については、指定道路区域の土地の所在、地名、地番、及び枝番を全部記入すること。なお、以下の場合には特に留意して記入するものとする。

ア 土地の一部のみが指定道路の区域として指定申請しようとする場合には、「………の一部」と記入すること。

記入例 塩竈市旭町〇〇番〇・旭町〇〇番〇の一部

イ 法定外公共物等である道の一部を指定道路の区域として指定申請しようとする場合には、「………番の地先の道の一部」と記入すること。

ウ 法定外公共物等である水の一部を指定道路の区域として指定申請しようとする場合には、「………番の地先の水の一部」と記入すること。

- (3) 管理者の住所・氏名については、その私道の指定道路を実質的に管理できうる者とし、その範囲としては、原則として指定道路所在地の隣接地域に居住している者で、その道路管理者となるもの住所、氏名、電話番号を記入すること。なお、管理者が共同管理となる場合は、共同管理者全員の住所、氏名、電話番号を記入するとともに、代表者を選任し、これを明示すること。

- (4) 設計者の住所・氏名については、第5条によるとともに、関係図書の作成者は、設計者と一致させることとし、各関係図書には記名捺印をすること。

- (1) 申請の理由については、位置の指定を受ける目的、指定道路の開発地区の予定建築物等を記入すること。

- (6) 道路の概要欄の、図面の符号については、指定道路の起点から道路の曲折又は、幅員の異なるごとに個々の番号を順番に (イ) ・ (ロ) …の順に符号をつけたものとし

、添付図面の符号と一致させること。又袋路状道路において、転回広場が必要となる場合には、道路の始点からその位置（転回広場の中心位置）までの距離を記入すること。

- (7) 道路の幅員、道路の長さは、個々の区間について指定道路の幅員及び長さをメートル単位で記入すること。（寸法は、小数点第2位までとし、第3位以下は切り捨てるものとする。以下同じ。）
- (8) 道路の幅員について、指定道路の有効幅員と道路敷きの幅員が異なる場合には、これを区別して併記すること。備考欄には、すみ切り及び転回広場の寸法を記入すること。

記入例

道路の概要	図面の符号	道路の幅員 (m)		道路の延長 (m)		備考
	(イ)	4	00	45	23	

- (9) 位置の指定の当該土地の地番、地目については、土地登記簿謄本に基づき指定道路の区域及び隣接する土地を各筆ごとに地名、地番、地目を記入すること。
- (10) 権利関係については、土地又は建物登記簿謄本に基づき、指定道路の区域にあっては、所有権及び所有権以外の権利（永久小作権、賃借権、質権、抵当権、先取特権等）の別を記入すること。なお、土地の保全処分の対象となっている場合には、その保全処分（差押等）をしたものを含むものとする。又指定道路区域隣接地にあっては、土地の所有権を有する者を記入すること。
- (11) 添付図面のおり位置の指定のことを承認した人の住所、氏名、印については、土地・建物登記簿に基づき、指定道路の区域にあっては、所有権者及び所有権以外の権利者（永久小作権、賃借権、質権、抵当権、先取特権等）の住所、氏名及び電話番号を記入し、実印を押印すること。なお、土地の保全処分の対象となっている場合には、その保全処分（差押等）をしたものを含むものとする。及び、正本並びに副本の申請書上部に実印の捺印を捺印すること。

記入例

道路の位置	当該土地の地番、地目	権利関係	添付図面のおり、道路の位置の指定を申請することに承諾した人の住所、氏名、印	
	塩竈市旭町〇番〇	所有権	塩竈市旭町1番1号 塩竈 太郎	電話番号 022-〇〇〇-〇〇〇〇

備考 印は、重ならないように押印すること。

ア 関係権利者の承諾書の添付については、建築基準法施行規則第9条に定められているところであり、指定道路の区域内の関係権利者の私権に対し制限を加えることである。又承諾の有無によっては、位置の指定自体が無効となりかねない重要な書類であり当該承諾については、正しい権利者による承諾が必要となるので、特に注意しなければならない。

イ 変更若しくは廃止の承諾にあつては、法42条に規定する道路（以下「道路」という。）の区域内の関係権利者、及びその道路に原則として2メートル以上接しなくなる敷地の関係権利者全員の承諾書を添付しなければならない。

ウ 承諾書を訂正した場合には、承諾の内容が変わることになるため訂正に対する承諾書が必要となる。（関係権利者の実印による訂正とすること。）特に指定道路の位置、幅員、長さ等当初の申請に比べ著しく変化した場合、権利内容に大きな変更がある場合等は、改めて承諾書の提出が必要となる。ただし、軽微な変更（権利関係に及ばないもの）については、申請者、又は代理人の訂正とすることができる。

なお、申請する指定道路が公有地の改廃及び占有にかかる場合は、その管理者の承諾書、又は許可書の写しを添付すること。

#### 例 法定外公共物（道、水路）使用許可書（写し）

エ 承諾にかかる欄が不足する場合は、別紙申請書の同欄に記入するか、別紙（様式第4号）に記入の上、申請書に添付すること。

オ 土地登記簿謄本上の所有者と実際の所有者が異なる場合は、売買契約書等権利の移行を証明する書類、若しくは相続登記等が未登記の場合は、相続関係を明らかにするために、相続関係図、及び原則として相続者全員の戸籍謄本、及び承諾書を添付すること。なお、諸事情により相続者全員の承諾書の添付ができない場合は、相続代表者の承諾書（様式第5号）及び戸籍謄本並びに相続関係図（参考資料）を添付すること。

カ 関係権利者の現住所と土地登記簿謄本の住所が相違する場合は、住民登録簿記載事項証明書、又は住居表示証明書、若しくは承諾者本人が発行する住居表示変更証明書（実印を捺印したもの）（様式第6号）を添付すること。なお、婚姻等により氏名を変更した場合は、戸籍の附表若しくは抄本を添付すること。

キ 建築物で登記がなされていない場合、又は工作物の場合は承諾者が権利者である旨の書面を添付すること。

ク 建築基準法施行令第144条の4第1項第1号で国、県で管理する公園、広場、河川敷き、堤防等に接続する場合等の管理者の承諾書（様式第7号）、その他の関係事項については、指定道路の開発行為地にかかる、建築基準法以外のその他法律事項（農地法第4条、第5条の農地転用届・現況証明書・非農地証明書等、道路法第24条、第32条の許可、法定外公共物の使用・現状変更許可、河川法第20条

の許可等)を記入すること。

ケ 道路の変更・廃止の概要については、変更又は廃止をする具体的理由を簡潔に記入すること。

記入例 共同住宅の新築による、土地有効活用のため 等

(申請書の添付書類)

第13条 申請書の添付書類については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 不動産登記法第17条に基づき登記所(法務局)に備えられている地図の写し(以下「法17条の地図の写し」という。)

ア 法17条の地図の写しは、指定道路区域における各筆毎の土地を明確とするために必要であり位置の指定又は道路の廃止等にあたっては、各筆毎の地名、地番、地目、指定道路の区域及び指定道路の開発地区の明示をすること。

(2) 不動産登記法第21条の2の規定に基づき登記所(法務局)により作成された不動産登記法第14条に定められた土地の登記簿謄本、又は建物の登記簿謄本(以下。「土地等登記簿謄本」という。)

ア 土地等登記簿謄本は、(1)により明確となった各筆毎の土地、又は建物の権利内容及び権利関係者を明確にするために必要なものであり添付すること。

(3) 印鑑登録証明書

ア 印鑑登録証明書は、指定道路の区域内関係権利者の承諾の承諾印に関しては、権利者本人が位置の指定に関して、承諾している意思の確認をするために必要なものであり添付すること。

(4) 指定道路隣接土地(敷地)所有者への説明報告書

ア 指定道路の築造工事が隣地で突然に発生することにより、問題が発生する恐れがあるので、工事着手前に指定道路に隣接する土地所有者へ隣接する土地が位置指定道路となることの説明をおこない、その説明を受けたことを証する旨の報告書(様式第8号)を添付するものとする。

(5) 道路の築造に供なう許可書等

ア 指定道路の築造に伴い、指定道路の取り付け道路として道路法に定める道路(国、県、市道)に接続させる場合、及び市の管理する市有道路に接続する場合には、接道部分の工事に関し道路法に定める技術基準を確保する観点から、道路法第24条の許可、又は接続の承諾書(様式第7号)が必要となるのでこの許可書等の写しを添付すること。

イ 私道の取り付けに関する工事がその内容に即して円滑に進められることを確実にするための観点から、当該工事に関する協議書(様式第9号)を添付すること。

(6) 急勾配・階段状位置指定の築造に伴う確約書

ア 急勾配・階段状の位置の指定については、土地の形状、及び指定道路に隣接する

建築物、若しくは工作物の設置状況により、やむをえず指定するものであり、指定道路の区域内及び指定道路に隣接し、指定道路を通行することが見込まれる土地の所有者より道路の築造に伴う誓約書（様式第10号）並びに道路維持管理計画書（様式第11号）を添付しなければならない。

(7) 電柱の設置位置についての協議書

ア 電柱の設置位置について道路の有効幅員内に建柱されないことが確実である旨を確認するために、電柱設置者との協議書（様式第12号）を添付すること。

(8) 道路の指定に伴う許可書及び同意書並びに承諾書若しくは申請書の写し

ア 指定道路の築造により従来まで接道していなかった土地について建築行為がなされることが可能となり、この結果、建築物からの雑排水や汚水が排水されることになるが、これに関して、排水先の関係権利者との協議が必要になる。また、上・下水道についても道路の築造に伴い同時に施行することが望ましいものであり、これらの許可書又は協議書若しくは、申請書の写しを添付すること。

例 上水道の給水接続申請の写し、下水道の施設工事申請の写し等

(9) 道路の変更・廃止調査表

ア 道路の変更又は廃止を行う場合は、申請書第2面に道路の変更・廃止調査表（様式第13号）を添付するものとする。

(10) 境界確定図等

ア 道路及び公有地等に接して位置の指定を受ける場合は、境界査定図を添付すること。

イ 指定道路の開発区域の確定に伴い、境界確定図を作成している場合は、境界確定図を添付するものとする。

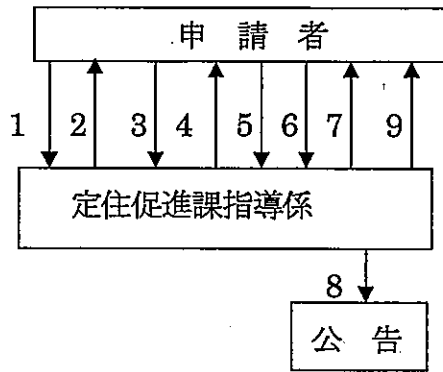
（道路等の変更等の届出）

第14条 既存の道路等の排水設備の構造又は、地目若しくは地番の変更、又は道路管理者の変更があった場合には、道路管理者は道路の変更届（様式第14号）をするものとする。

2 位置の指定若しくは道路の廃止等の申請中に工事を取りやめる場合は、申請者は道路の申請取り下げ書（様式第16号）を提出するものとする。

（事務処理の流れ）

第15条 事務処理のながれは、下図のとおりとする。



1. 位置指定・変更、廃止に係る事前協議
2. 事前協議通知
3. 位置の指定・変更、廃止の申請
4. 審査結果通知
5. 築造等の工事着手報告
6. 築造等の工事完了報告
7. 検査
8. 公告
9. 指定・承認の通知

附 則

(施行日)

この要領は平成13年4月1日から施行する。

(施行前の位置の指定又は道路の廃止等)

この要領の施行の際に、施行前の法42条第1項5号の規定による道路の位置の指定を受けている道、及び市条例第5条の規定による道路の変更若しくは廃止の承認又は確認がなされた道路若しくは道はこの要領は適用しない。

別表第1 関係図書一覧

	関係図書一覧	備 考
1	委任状	様式第1号
2	工事着手報告書	様式第2号
3	工事完了報告書	様式第3号
4	関係権利者の承諾書	様式第4号・様式第5号
5	住居表示変更証明書	様式第6号
6	公図の写し	写した者の住所、氏名、押印、資格、 写した場所、及び年月日、方位、地名、地及び地目、公有地（道、水路、堤等）の位置 指定道路区域は、朱色で囲む。及び指定道路開発区域の境界は青線で囲む。 有効期間は申請前3ヶ月
7	土地・建物登記簿謄本、土地登記簿抄本、法人が申請人である場合は会社登記簿謄本	有効期間は申請前3ヶ月
8	印鑑登録証明書	有効期間は申請前3ヶ月
9	隣接土地（敷地）所有者への説明報告書	様式第8号
10	道路の築造に伴う許可書等	道路法第24条、第32条の許可書の写し、様式第7号・様式第9号



11	急勾配、階段状位置指定の築造に伴う誓約書	様式第10号 (道路維持管理計画書様式第11号)
12	電柱の設置位置についての協議書	様式第12号
13	指定申請道路に伴う開発行為についての許可書および同意書並びに協議書	他法令により必要となる許可書、同意書、申請書の写し、及び雑排水等協議書
14	境界査定図・境界確定図	
15	道路の変更・廃止調査表	様式第13号
16	その他市長が必要と認める書類	例 片側すみ切りとなる理由書 将来において建築物を撤去する旨の契約書の写し等

別表第2 添付図面一覧

	図面の名称	明示すべき事項	留意事項	縮尺
1	指定道路位置図	方位、目標となる地物、指定道路区域及び指定道路の境界、取り付け道路及び周辺の道路並びに指定道路開発区域	縮尺1/2,500 都市計画図または住宅地図を転写し、指定道路区域は、朱色で塗りつぶし、指定道路開発区域を朱色で囲み作成するものとする。	1/100 0から 1/250 0
2	指定道路開発区域現況図	方位、指定道路の境界、周辺の道路、がけ等の土地の高低及び、その他の地形上の特記事項及び既存建築物、工作物の位置	指定道路開発区域のみだけでなく、区域の周辺に県条例第5条に該当する場合はこれを明示する及び取り付け先となる道路の法第42条の名称、道路の現況幅員、開発区域を朱線で囲む又、変更・廃止にあつては、その道路部分を黄色で塗りつぶす。	1/100 から 1/250
3	指定道路開発区域土地利用図	方位、指定道路開発区域の境界、予定建築物等の敷地の形状、既存建築物の位置、工作物の位置	敷地には敷地番号を記載、指定道路位置を朱色で塗りつぶす。なお、変更・廃止にあつては、道路を黄色で塗りつぶす及び取り付け先となる道路の法第42条の名称、道路の現況幅員。	1/100 から 1/250

4	指定道路開発区域造成計画平面図	方位指定道路区域の境界、指定道路開発区域の境界、敷地の境界、予定敷地の境界、排水設備、擁壁、土留め、がけ等の土地の高低及び、保護措置、その他地形状の特記事項		1/100 から 1/250
5	指定道路開発区域造成断面図	切土または、盛土をする前後の地盤	切り土を朱色で盛り土を青色で塗り分ける。	1/100 から 1/250
6	指定道路平面図	方位、地番界、及び地番、指定道路の境界、指定道路の開発区域の境界、取り付け道路の区別（公道、私道の種別）及び法第42条の道路の名称、有効幅員、及び指定道路の有効幅員、及び延長、すみ切りの位置及び寸法、転回広場の位置、及び寸法、面積、既存建築物及び既設工作物並びに予定建築物及び予定工作物の配置、用途、出入口の方向、排水側溝等の位置、排水の流れの方向、公有地の位置及び、貯留槽、浸透槽の位置	指定道路の境界は、黄色で囲む。指定道路の開発区域の境界は、朱色で囲む	1/100 から 1/250
7	指定道路縦断面図	各側点の位置、地盤高さ、計画高さ、すきとり、盛土及び勾配並びに取り付け道路の位置		1/100 から 1/250
8	指定道路横断面図	路面及び路盤の詳細、道路排水設備の形状及び寸法、指定道路区域の道路の有効幅員、道路の勾配、路盤下の給水、排水設備の位置		1/20 から 1/30
9	排水設備図	側溝（U型、L型）断面詳細、排水枡断面詳細図、集水枡断面詳細図		1/20 から 1/30

10	道路排水等構造詳細図	例 貯留槽を設けた場合の構造詳細図等		1/20 から 1/50
11	指定道路附属物図面	例 ガードフェンス等の転落防止施設 階段状の場合は手すりの詳細図		1/20 から 1/30
12	求積表	敷地、予定敷地、指定道路開発区域の各面積及び合計面積	面積は小数点第3位まで計算し、小数点第2位まで記載する。 予定敷地を黄色、道路を朱色、未利用地もしくは、既存建築物敷地は、緑色で塗りつぶす。	1/100 から 1/250
13	がけの断面図	がけの高さ、勾配、及び土質、切り土または、盛土をする前の地盤面、がけ面保護の方法		1/20 から 1/30
14	擁壁断面図	擁壁の寸法、勾配、材料の種類及び寸法、裏ごめコンクリートの寸法、配筋	令第138条第1項第5号に該当する擁壁は、確認済証の写しを添付することで、省略できる。	1/20 から 1/30
15	その他市長が必要と認める図面	例 変更、廃止の場合の雨水の排水計画図		

[図面の省略]

指定道路開発区域内及びその周辺において、がけがないなどの場合は、図面「13」、  
[14]を省略することができる。

変更・廃止の承認及び届出の場合は、図面「4」、「5」、「7」、「8」、「10」、「13」、  
「14」は、その添付が必要ない場合には、省略することができる。

[作成上の注意]

図面には、作成したものの氏名、押印をすること。

擁壁の安全が計算によらなければならない場合には、構造計算書を提出すること。

# 委 任 状

私は、都合により 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ を代理人と定め下記の

道路について建築基準法に関する法令又は省令、並びに塩竈市建築基準条例による

(道路の位置の 指定 ・ 変更 ・ 廃止 ) 申請及び完了までの一切の手続きを委任する。

1. 道路の位置 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

# 工 事 完 了 報 告 書

年 月 日

塩竈市長 殿

報告者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 又は名称 \_\_\_\_\_ 印  
 電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

建築基準法第42条第 項第 号の道路の（ 指定 ・ 廃止 ・ 変更 ）の申請をおこなっている道路の（ 築造 ・ 撤去 ）が完了したので下記のとおり報告いたします。

記

申請者	住 所			
	氏 名	印		
	電話番号			
道路の築造場所		塩竈市		
工事完了年月日		平成 年 月 日		
工事施工者	住 所			
	氏名又は 名 称		TEL	
関係権利者の変更の有無及び内容		有 ・ 無		
変更がある場合の内容				
※ 受付印欄		備 考		
		※印欄は記入しないこと。 報告者は申請者とする事。 変更のある場合には、変更部分の承諾書、土地・建物等の謄本を添付すること。 工事前、工事完了後、並びに工種毎ごとの写真を添付すること。 該当する個所を○で囲むこと。		

様式第2号 (第8条関係)

# 工 事 着 手 報 告 書

年 月 日

塩竈市長

殿

報告者 住所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
又は名称 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

建築基準法第42条第 項第 号の道路の（指定・廃止・変更）の申請をおこなっている道路の（築造・撤去）工事に着手したので下記のとおり報告いたします。

## 記

申請者	住 所			
	氏 名	印		
	電話番号			
道路の築造等の場所		塩竈市		
工事着手年月日		年	月	日
工事完了年月日		年	月	日
工事施工者	住 所			
	氏名又は 名 称		TEL	
現場管理者	住 所			
	氏 名			
※ 受付印欄		備 考		
		※ 印欄は記入しないこと。 報告者は申請者とする事。 位置図・工事工程表を添付すること。		

様式第4号（第12条関係）

# 承 諾 書

年 月 日

申請者 殿

建築基準法第42条第1項第5号  
別紙添付の図面による下記の土地に 塩釜市建築基準条例第5条第1項 の規定に基づく  
塩釜市建築基準条例第5条第2項

道路の位置の指定  
道路の変更 を受けることを承諾します。  
道路の廃止

## 記

当該土地の地名 ・地番	地目	権利関係	権利者住所	氏 名	承認印
当該建物の地名 ・地番	家屋 番号	権利関係	権利者住所	氏 名	承認印
当該工作物の位置 の地名・地番	番号	権利関係	権利者住所	氏 名	承認印

備考 該当する申請以外の条文は、一線を引いてください。

様式第5号(第12条関係)

(相続人代表用)

# 承 諾 書

年 月 日

申請者 殿

土地所有者(氏名 \_\_\_\_\_)は 年 月 日死亡しており、

相続人代表者として私が、記名・捺印いたし、別紙添付の図面による下記の土地に

建築基準法第42条第1項第5号	道路の位置の指定
塩釜市建築基準条例第5条第1項	の規定に基づく 道路の変更
塩釜市建築基準条例第5条第2項	道路の廃止

を受けることを承諾します。なお、諸問題が発生した場合は、相続人で民事的に処理いたします。

## 記

当該土地の地名 ・地番	地目	権利関係	権利者住所	氏 名	承認印
当該建物の地名 ・地番	家屋 番号	権利関係	権利者住所	氏 名	承認印

注 該当する申請以外の条文は、一線を引いてください。

備考 相続者関係図及び戸籍謄本及び除籍謄本を添付してください。



## 住居表示変更証明書

年 月 日

塩竈市長 殿

証明者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

私は、 年 月 日、前居住地 \_\_\_\_\_ より

現住所地 \_\_\_\_\_ 移転しており、登記簿に記載している住所と異なる

ところに居住しております。私が、登記簿に記載している住所・氏名の本人であることを印鑑

証明書を添えて、証明いたします。

なお、この証明により、諸問題が発生した場合には、当事者として民事的に処理いたします。

備考 印は実印を捺印すること。

# 道路接続承諾書

年 月 日

申請者 住 所  
氏 名  
又は名称 殿

別添添付の図面により、下記土地に建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定をうけるにあたって、下記取り付け道路等（塩竈市 ）の接続工事をおこなうことについて承諾します。

## 記

1. 取り付け道路の位置 \_\_\_\_\_
2. 道路管理者の住所 \_\_\_\_\_
3. 道路管理者の氏名 \_\_\_\_\_ 印
4. 指定をうける道路の区域 \_\_\_\_\_

備考 1. 添付図面： 指定道路位置図、指定道路平面図、接続道路と指定予定道路部分の詳細図等  
2. 文章中の( )内は、法定外公共物「道」「水」等及び、他の公共用地にあつては、その用途を記入すること。

## 指定道路隣接土地所有者への説明報告書

年 月 日

塩竈市長

殿

申請者 住 所

氏 名

又は名称

印

今般、建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定を受けるにあたり、道路予定区域の隣接土地所有者に道路となる旨を説明いたしましたので、隣接土地所有者より説明を受けた旨の証として、下記のとおり報告いたします。

なお、この件についての諸問題が発生した場合は、当事者間で民事的に処理いたします。

### 記

道路の位置の指定予定区域 塩釜市

今般、上記の土地が道路となることの説明を受けましたので、受けたことについて証します。

隣接する土地の地名・地番	住 所	氏 名	説 明 を 受 け た 日	印
塩竈市	〒		年 月 日	
塩竈市	〒		年 月 日	
塩竈市	〒		年 月 日	
塩竈市	〒		年 月 日	
塩竈市	〒		年 月 日	
塩竈市	〒		年 月 日	

備考 説明を受けた証として記名、捺印をお願いします。なお印は重ならないようにお願いします。

# 道 路 接 続 協 議 書

年 月 日

申請者 住 所  
氏 名  
又は名称 殿

別添添付の図面により、下記土地に建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定をうけるにあたって、下記取り付け道路の接続工事をおこなうことについて協議をしました。

なお、この接続に関する諸問題は、すべて当事者間で民事的に処理いたします。

記

1. 取り付け道路の位置 \_\_\_\_\_
2. 道路の管理者の住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 ( ) \_\_\_\_\_
3. 指定をうける道路の区域 \_\_\_\_\_

備考 添付図面： 指定道路位置図、指定道路平面図、接続道路と指定予定道路部分の詳細図  
等

年 月 日

## 急勾配・階段状位置指定の築造に伴う誓約書

塩竈市長

殿

申請者 住 所  
氏 名  
又は名称  
電話番号

印

今般、下記の土地に建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定を受けるにあたり、土地の状況により別添図面のと通りの道路の計画となり、

急勾配 (縦断勾配 % ) ・ 階段状

の道路となりますが、指定予定道路に接する下記の土地所有者と共に道路の位置の指定後は、冬場の道路の除雪等、維持管理をおこないます。なお、土地の売買等により土地の所有権を移転する場合は、重要事項として、第三者に継承し履行することを約束いたしますので、道路の位置の指定をよろしく願います。なお、管理に関して諸問題が発生した場合は、当事者間で民事的に処理いたします。

### 記

1. 指定をうける道路の区域 塩竈市

指定を受ける道路の区域の隣接の土地の地名・地番	住 所	氏 名	印

- 備考 1. 文章中、急勾配・階段状 の部分で該当しない部分を — 線で消すこと。  
 2. 印は、実印を押印すること。  
 3. 道路維持管理計画書を添付すること。

年 月 日 提出

道路維持管理計画書

道路管理者 (代表)	住所	
	氏名	印
	電話番号	
その他の道路 管理者	住所	
	氏名	印
	電話番号	
	住所	
	氏名	印
	電話番号	
維持管理の 方法	道路	
	側溝	
	道路の 附属物	
	冬場の 管理	
道路の交通 規制		
その他		

備考

維持管理の方法については、①道路の毀損が発生した場合の対処方法等、②側溝の汚泥の処理方法等、③道路附属物の毀損の対処方法等、④冬場の降雪時の対処方法等を詳細に記入してください。

## 電柱の設置位置に関する協議書

年 月 日

申請者 住 所  
氏 名  
又は名称 殿

下記、土地に建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定を受けるにあたって、指定道路開発区域の電柱の設置位置については、別添添付の図面のとおり協議をしました。

### 記

1. 指定を受ける道路の区域 \_\_\_\_\_

2. 電柱の設置について協議  
をしたものの 住 所 \_\_\_\_\_

電柱の設置について協議  
をしたものの 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

3. 電柱の設置について協議  
をしたものの 住 所 \_\_\_\_\_

電柱の設置について協議  
をしたものの 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

様式第13号 (第13条関係)

道路の変更・廃止調査表

1. 私道の地名及び地番					
変更（廃止）前			変更後		
塩竈市			塩竈市		
2. 変更（廃止）前			3. 変更後		
図面の符号	道路の幅員	道路の延長	図面の符号	道路の幅員	道路の延長

備考 1. 変更の場合の地名、地番は変更前と変更後の地名、地番をそれぞれ記入すること。  
 2. 図面の符号、道路の幅員、道路の延長は、それぞれ該当する変更前、変更後の整合を図ること。



# 道 路 の 変 更 届

年 月 日

塩竈市長

殿

届出者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏名又は  
名 称 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路に関して、下記のとおり変更しますので届け出ます。

記

1. 指 定 番 号 \_\_\_\_\_ 昭 和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

平 成

2. 指 定 番 号 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号

3. 変 更 理 由 \_\_\_\_\_

4. 変 更 内 容 \_\_\_\_\_

5. 新たな管理者の住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_ 印

注 変更理由については、具体的に記入してください。

記載事項	チェックポイント	チェック		備考	
		申請者	受付者		
申請 図 面	土地利用計画 平面図	敷地番号を記入しているか。			
		指定道路を朱色で塗りつぶしているか。			
		変更・廃止の位置を黄色で塗りつぶしているか。			
		敷地割、敷地の接道長さは良いか。			
		敷地面積、道路面積を記入しているか。			
		取り付け道路の法上の名称、有効幅員を記入しているか。			
		取り付け道路の公道、私道の別を記入したか。			
	造成計画平面 図	境界は、明示されているか。			
		敷地の排水設備の処理がなされているか。			
	造成計画断面 図	切り土を朱色、盛土を青色で塗り分けているか。			
切り土、盛土の高さを記入しているか。					
道路平面図	申請図面の凡例と一致しているか。				
	方位は、付近見取図と一致しているか。				
	地番境及び地番を記入しているか。				
	側溝、縁石等の構造を記入しているか。				
	道路の有効幅員、道路敷き幅員を記入しているか。				
	すみ切りの寸法を記入しているか。				
	求積図は、別図としたか。				
道路縦断面図	縦断勾配を記入しているか。				
	起点ごとの距離を記入しているか。				
	一般の交通の用に供するのに安全か。				
道路横断面図	側溝、縁石及び構造を記入しているか。				
	埋設物の位置（深さ等）を記入したか。				
	路盤・路面の詳細は、記入しているか。				
	路面の横断勾配を記入しているか。				
排水設備図	側溝、排水升、秋水升の断面詳細を記入しているか。				
	構造詳細を記入しているか。				
道路排水等構造詳細図	構造詳細を記入しているか。			・貯留槽等を設けた場合	
道路附属物断面図	構造物の詳細、階段状にあっては、を記入したか。				

記載事項		チェックポイント	チェック		備考
			申請者	受付者	
申請 図 面	求積表	予定敷地、道路の敷地、の各面積及び合計面積、既存建築物等の敷地面積を記入しているか。			
		不動産登記法 17 条図面と一致しているか。			
	がけの断面	・がけがある場合の断面図、地質、高さ、勾配を記入しているか。			
	擁壁断面図	・擁壁の寸法、勾配、材料の種類、水抜き の位置、排水設備の位置、構造を記入しているか。			
	不動産登記法 17 条図面	方位、実測図と一致しているか。			
		地番別に所有者名、地目、地籍を記入（周辺も記入）しているか。			
道路の位置を点線で記入し朱色で着色しているか。					
転写者の氏名と押印をしているか。 転写年月日を記入しているか。					
その他、特に指導されたこと。					
添付 書類 等	印鑑登録証明書	・押印者全員のがそろっているか。（発行から 3 ヶ月以内のもの）			
	会社登記簿謄本	（発行から 3 ヶ月以内のもの）			
	土地登記簿謄本	申請道路部分の全筆がそろっているか。 乙区の権利状況 申請書との記載内容が一致するか。			
	土地登記簿抄本	道路位置指定隣接者の全筆がそろっているか。 隣接土地所有者説明者と一致するか。			
	境界確定書	・申請道路部分を含む土地と隣接地との境界確定済みか。			
		チェックポイント			
添付 書類 等	委任状				
	売買契約書の写し				
	相続関係証明書				
	住居表示変更証明書				
	隣接土地（敷地）所有者への説明書 公有地の占有許可書等の写し				

	道路の築造に伴う許可書等			
	急勾配、階段状位置指定の築造に伴う誓約書、 道路維持管理計画書			
	電柱の設置位置についての協議書			
添付書類等	官民境界査定図（官民境界確定図）			
	道路の変更・廃止調査表			
	農地転用の届出等の書類			
	住民票附票又は、戸籍の附票			
	関係権利者の承諾書			
	道路接続協議書【公道、私道】			
	その他、特に指導されたこと。			
技術細目	延長の測り方			
	幅員の測り方			
	取り付け道路との接続部分			
	すみ切り形状			
	道路の位置の明示			
	自動車転回広場の形状			
	申請道路地内の建築物、工作物の処理状況			
	その他、特に指導されたこと。			

様式第15号 (第7条関係)

道路の位置 (指定・変更・廃止) 申請チェックリスト

第1回 事前審査	特記事項	開発行為・既存指定・従前の経過・必要許可等	申請者	
			受付者	
第2回 事前審査	特記事項	開発行為・既存指定・従前の経過・必要許可等	申請者	
			受付者	
現場完了連絡年月日		年 月 日	現場検査年月日	
年 月 日		年 月 日		
記載事項	チェックポイント	チェック		備考
		申請者	受付者	
申請書	申請者	申請者は的確か。		
		押印をしているか。		
	道路の位置	・地名地番は公図、土地登記簿謄本と一致するか。		
	管理者	築造及びその後の管理に対する実質的な責任者か。		
		押印をしているか。		
	設計者	資格者名を記載しているか。		
		押印をしているか。		
承諾者	地名地番別、地目、権利者別か。			
	所有権以外の権利者はいないか。			
	承諾者の押印しているか。			
	押印が重なっていないか。			
	捨印を押印しているか。			
	その他、特に指導されたこと			
申請図面	付近見取図 (指定道路位置図)	塩竈市都市計画図 (1/2500) 若しくは、住宅地図を転写したか		
		方位、付近の目標は記載しているか。		
		道路の位置に着色しているか (位置に朱色で着色)		
	開発区域現況図	開発区等にかげがあるか。		
取り付け道路の法上の名称が記載されているか。				
	変更・廃止の道路の場合は、黄色で着色しているか。			

道路の（位置・廃止・変更）の  
（指定・承認・届出）申請取下書

年 月 日

塩竈市長 殿

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

年 月 日付きにて申請いたしました、下記の道路の位置の指定・変更・廃

止については、下記の理由により取下げ致します。なお、申請を取下げたことについての関係権

利者等への説明等については、当方の責任において処理致します。

取下げ理由 \_\_\_\_\_

権利者	住所	
	氏名	TEL
権利者	住所	
	氏名	TEL
権利者	住所	
	氏名	TEL
権利者	住所	
	氏名	TEL
代理人	住所	
	氏名	印 TEL
受 付		備 考

相続人関係図

被相続人

塩竈 太郎

住所 塩竈市旭町○番○号

死亡 平成 12 年○月○日

妻 花子

相続人代表者

塩竈 一郎

住所 塩竈市旭町○番○号

塩竈 次郎

住所 塩竈市宮町○番○

塩竈 咲子

住所 仙台市宮城野区宮城野  
○丁目○番○号